

令和 8 年度第 1 回理事会議事録（要点筆記）

1 日 時 令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

2 場 所 国保連合会「第 2 会議室（役員会議室）」

3 出席者

理事長 白石市長 山田裕一

副理事長 松島町長 櫻井公一

常務理事 （学識経験者） 新妻直樹

理事 石巻市長 齋藤正美、栗原市長 佐藤 智、七ヶ宿町長 小関幸一、

村田町長 大沼克巳、山元町長 橋元伸一、大郷町長 石川良彦

宮城県建設業国民健康保険組合理事長 大滝吉則

4 開 会 総務課課長補佐

5 挨拶

・理事長 山田裕一

本日は、公務御多忙の中、御出席いただき、深く感謝申し上げます。

任期満了に伴う役員の改選については、去る 2 月の通常総会において、県市長会、県町村会、県国保組合連絡会及び宮城県からの推薦者をもって充てることで御承認をいただき、このたび、私たちが理事として新役員に選任されたところである。これから 2 年間よろしくお願ひしたい。また、皆様ご承知のとおり、理事である橋元山元町長が、去る 4 月 19 日に再選されたこと、心よりお喜び申し上げます。

さて、全世代型社会保障の構築に向け、医療 D X 等、デジタル社会の実現に向けた取組が政府を挙げて推進されている中、予防接種法が改正され、本年 6 月 1 日から、予防接種の費用の支払い等に関する業務を国保連合会に委託することが可能となる。県内の各市町村においても準備が整い次第、順次運用されることとなっている。

連合会としては、今後も保険者等のニーズに対応した質の高いサービスの提供に努めてまいる。

本日、御審議いただく主な案件は、審議事項として、三役の互選、予防接種事務のデジタル化に伴う業務の委託に向けた関係規則等の制定等、協議事項として総会議長候補者の推薦、報告事項として、令和 7 年度各種会計補正予算の専決処分について報告させていただく。十分な御審議を賜るようお願い申し上げます。

6 出席状況報告

理事 13 名中、出席 10 名、書面表決書 3 名の計 13 名で規約第 38 条に定める定足数に達し、本理事会が成立

指導・助言者 2 名出席 宮城県 国保医療課長、国保医療課課長補佐（国保指導班長）

<新任理事紹介>

7 議長就任 本会規約第 28 条第 2 項により理事長が議長に就任

8 議事録署名人指名 理事 佐藤 智（栗原市長）

理事 石川良彦（大郷町長）

9 議案審議

議長（理事長）

始めに新妻常務理事から、理事会提出議案について総括的に説明願う。

常務理事

理事会提出議案について、議案書目次及び総括説明資料により概要を説明
詳細については、この後、事務局から説明する。

（１）審議事項

- 議案第１号 三役の互選について
- 議案第２号 規約の一部を改正する規約
- 議案第３号 予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定
- 議案第４号 予防接種委託料支払規則の制定
- 議案第５号 積立資産の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第６号 事務局組織規則の一部を改正する規則
- 議案第７号 情報公開に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第８号 特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程
- 議案第９号 診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則
- 議案第１０号 職員旅費規則の一部を改正する規則
- 議案第１１号 役員等の費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第１２号 常務理事の報酬等に関する規程の一部を改正する規程
- 議案第１３号 令和８年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算
(業務勘定)
(予防接種委託料支払勘定)
- 議案第１４号 債務負担行為の設定
- 議案第１５号 令和８年度臨時総会の開催について

議長（理事長）

「議案第１号 三役の互選について」、上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

選考方法について、意見を求める。

理事

事務局の案を求める旨発言

議長（理事長）

事務局の案を求める発言に対し、事務局の意見を求める。

事務局

現在就任している山田理事長、櫻井副理事長、新妻常務理事に加え、新たな副理事長として理事の経験が豊富な涌谷町長の遠藤理事を推薦する旨発言

議長（理事長）

新三役を次のとおりとすることに対し、意見を求めるも異議なく、全員了承

理事長	白石市長	山田裕一 氏
副理事長	松島町長	櫻井公一 氏
副理事長	涌谷町長	遠藤稔雄 氏
常務理事		新妻直樹 氏

職務代理者の指名

規約第 26 条第 2 項の規定に基づき、山田理事長から櫻井副理事長、遠藤副理事長の順で職務代理者を指名

<山田理事長就任挨拶>

<櫻井副理事長就任挨拶>

<新妻常務理事就任挨拶>

議長就任

本会規約第 36 条第 1 項により、引き続き、山田理事長が議長に就任

議長（理事長）

「議案第 2 号 規約の一部を改正する規約」から「議案第 8 号 特定個人情報等取扱規程の一部を改正する規程」について、一括上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 2 号」は原案どおり総会に上程することとし、「議案第 3 号」から「議案第 8 号」については原案どおり決定することに質問等を求めるも異議なく決定

議長（理事長）

「議案第 9 号 診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則」について、上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 9 号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり決定

議長（理事長）

「議案第 10 号 職員旅費規則の一部を改正する規則」から「議案第 12 号 常務理事の報酬等に関する規程の一部を改正する規程」について、一括上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 10 号」から「議案第 12 号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり決定

常務理事

役員の旅行雑費に関して、現在 1 日 3,000 円を支給しているところであるが、年額の役員報酬を支払いしていることも踏まえて、旅行雑費は廃止の方向で検討したい。

議長（理事長）

役員の旅行雑費を廃止の方向で検討する旨の常務理事からの発言に対して、御理解いただくようお願い申し上げます。

議長（理事長）

「議案第 13 号 令和 8 年度予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算」について、上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 13 号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり総会に上程することを決定

議長（理事長）

「議案第 14 号 債務負担行為の設定」について、上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

理事

OCR システムに関して、高性能な読み取り機能を有する AI OCR システムを導入しなくてもいいのか伺う。

事務局説明

AI OCR システムも検討したところであるが、従来から使用している OCR システムで十分対応可能であり、費用も抑えられると判断したものである。

理事

了解した。

議長（理事長）

「議案第 14 号」について、その他に質問等を求めるも異議なく原案どおり総会に上程することを決定

議長（理事長）

「議案第 15 号 令和 8 年度臨時総会の開催について」、上程事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 15 号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり決定

（２）協議事項

総会議長について

議長（理事長）

「総会議長について」、上程常務理事に案を求める。

常務理事

村田町長の大沼理事を提案する旨発言

議長（理事長）

大沼理事を提案する発言に対し質問等を求めるも異議なく、村田町の大沼町長を総会議長に推薦することで決定

（３）報告事項

報告第 1 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 2 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 3 号）

報告第 3 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 4 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 5 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 6 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 7 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）
歳入歳出補正予算（第 2 号）

報告第 8 号 令和 7 年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第 2 号）

議長（理事長）

「報告第1号 令和7年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）」から「報告第8号 令和7年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第2号）」について、一括上程事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「報告第1号」から「報告第8号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり総会に報告することを決定

議長（理事長）

その他に質問、意見を求める。

理事

令和8年4月から開始された子ども・子育て支援金制度に関して、子ども家庭庁によると、被保険者及び事業主が納付する金額の目安は、令和8年度は6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度は1兆円であり、今後2年間で負担額は増加することとなっている。子ども・子育て支援金制度に適切に対応していくためには、国保組合として組合員から徴収する金額を来年度、再来年度にわたって増額をしていかなければならない。これに伴い、社会全体として子育てを支援していくことについての議論は本組合でも実施し、理解しているところであるが、組合員から徴収する保険料を増額していくということは、本来我々としては望むところではなく、国の制度によるものである。

こうした子ども・子育て支援金制度に関して、国保連合会として、被保険者の皆様に理解いただけるよう広報活動をできないか、この場を借りてお願いしたい。

議長（理事長）

事務局に回答を求める。

事務局説明

子ども・子育て支援金について、今年度から医療保険者が保険料とあわせて徴収することになった。国保連合会の事務として直接関係はしないものの、市長会、町村会等関係機関と連携の上、手厚い国庫補助等を行うよう引き続き要請してまいりたい。また、本会が実施する広報活動についても検討してまいりたい。

理事

了解した。

議長（理事長）

その他に質問を求めるも特になく終了
宮城県に助言を求める。

宮城県

情報提供として2点申し上げる。

1点目は先ほどお話にあった、今年度から徴収が開始された子ども・子育て支援金制度についてである。子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付等に充てる財源として徴収が始まっており、支援金の徴収については、各医療保険者が保険料とともにあわせて徴収する仕組みとなっている。

市町村及び国保組合の方には徴収事務という負担が発生するが、協力いただきたい。

県としても、この制度に関する国民の理解を深めるための十分な広報活動の要請を以前から国に対して行っているところである。引き続き、知事会を通じて要望活動を継続してまいりたい。

2点目は県の第3期宮城県国民健康保険運営方針の中間見直しについてである。この運営方針は、県と県内市町村が一体となって、国民健康保険の安定的な運営を進めることを目的として策定しており、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間として現在運営している。

この運営方針は3年ごとに検証を行い、内容の見直しを行うことを定めており、令和8年度はその見直しの年となっている。見直しに当たっては、各市町村と連携して検討を行っていく作業になるので、協力をお願いする。

議長（理事長）

以上で、本理事会の全審議を終了する旨宣言

10 閉 会

以上会議の内容を記録し、その正確なることを証明するため、ここに署名する。

令和8年5月14日

議 長 理 事 長 山 田 裕 一

議事録署名人 理 事 佐 藤 智

議事録署名人 理 事 石 川 良 彦